



## 令和8年度 市・県民税 申告相談

問 税務課市民税班 (☎ 55-8094)

info  
**02**

昨年度の申告内容や年齢などから判断して、市・県民税の申告が必要と思われる方には、今月中旬に案内を郵送します。案内が届かない方でも、左記の**申告要否判定表**を参考にし、申告が必要と思われる場合は申告してください。

※今回から申告書、医療費控除の明細書は同封しません。書類は税務課窓口、各総合支所地域応援班窓口、各地区センターに備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

「e-Tax」や「e-LTAX」では24時間いつでも申告が可能です。また、市から届いた案内にQRコードが付いている方は、コードを読み込むことで、簡単に市・県民税の電子申告ができます。

**郵送でも申告できます**  
(提出期限 3月16日(月))



医療費控除とは、自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

**医療費控除の対象となる金額**

医療費の合計 - 保険金などで補てんされる金額 = 10万円または総所得金額等の5%相当額

※高額療養費、入院給付金、高額介護サービス費など

総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額

= 医療費控除額（最高200万円）

**控除の対象となるもの**

- ▶ 診療・治療費
- ▶ 一部の介護サービス費
- ▶ 治療目的の医薬品購入費など

**控除の対象とならないもの**

- ▶ 予防接種費用
- ▶ 医師の診断書の作成費用
- ▶ 健康維持目的の栄養ドリンクなどの購入費
- ▶ 視力矯正のためのコンタクトレンズ・眼鏡の購入費
- ▶ 医師の処方のない目薬や湿布薬の購入費など

**セルフメディケーション税制**

健康診断や予防接種などを受けた方で、国の指定する市販薬を購入した金額が12,000円を超える場合、医療費控除を受けられる特例制度があります（最高88,000円）。

**申告に必要な書類**

セルフメディケーション税制の明細書（ご自身で作成）

市・県民税の申告は、マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カードなど）と本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。

**収支内訳書の作成をお願いします**

事業所得（営業・農業）や不動産所得を申告する方は、「収支内訳書」を作成し、領収書・帳簿などを持参してください。

※「収支内訳書」を作成していないと、申告相談ができない場合があります。

**マイナンバーの記入について**

## 初めて住宅ローン控除を申請される方または亡くなられた方の確定申告をされる方は、税務署での申告をお願いします

### ■対象

- ▷ 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）  
令和7年12月31日まで
  - ・ 新築住宅、買取再販住宅に入居された方
  - ・ 中古住宅に入居された方
  - ・ マイホームをリフォームや増改築された方
- ▷ 亡くなられた方の確定申告（準確定申告）  
令和7年12月31日までに亡くなられた方（事業所得等がある方など）

### ■申告書作成会場開設日時

- 2月16日(月)～3月16日(月)／午前9時～午後5時(平日)
- ※会場への入場には「入場整理券」が必要です。  
整理券は当日配布するほか、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です（事前発行可能期間が設けられています）。
- ※会場にはスマートフォンとマイナンバーカード（マイナンバーカードの発行時に設定した2つの暗証番号（「数字4桁」と「英数字6～16文字」）の入力が必要になります）を持参してください。

問 湯沢税務署 (☎ 73-5100)